

## 第3章 計画の実現に向けて

### 第1節 計画の実現に向けての仕組みづくり

- これからのまちづくりは、市民と行政の協働により進めていきます。
- まちづくりの各段階で、適切な情報公開と参加の機会を設けます。
- 市民主体のまちづくりを積極的に支援します。
- 庁内の横断的な体制をつくります。
- 関係機関や周辺自治体との協力体制をつくります。

#### ○ 市民と行政の協働によるまちづくり

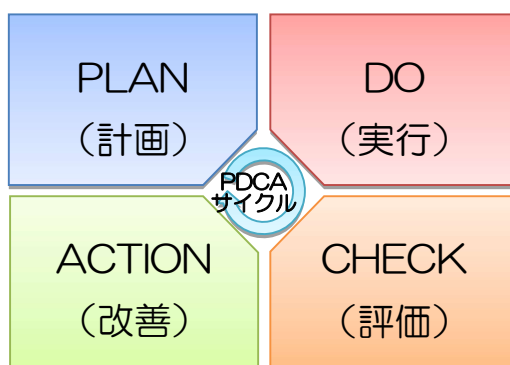
計画を実現させるためには、市民、事業者、行政など多様な主体による協働が不可欠です。自助・共助・公助への相互理解を深めながら実践し、地域力を高めていくことが重要となります。

今後のまちづくりは、市民と行政がともに考え、ともに行動する、協働のまちづくりを進めていくことを基本とします。

#### ○ 適切な情報公開と参加の機会

都市計画を推進する際には、パブリックコメントや住民説明会など、市民に計画の必要性や方針を説明し理解と了承を得ることが必要となります。これまでは、市のホームページや広報等で計画の方針や説明会の日程など情報を公開してきましたが、今後は、さらに多くの市民に情報が届くように、SNSなどの活用を検討します。

また、地域の意見や市民参加を通じて立案されたまちづくりに関する計画やルールは、PDCAサイクルの運用により適切に進めていきます。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）各々の段階で市民参加の機会を確保するほか、都市計画審議会等の外部組織による評価を行います。



#### ○ 市民主体のまちづくりの応援

市内には、まちづくりに係る活動をする団体が数多くあります。このような市民活動を応援し、広くまちづくりに展開していくことが望まれます。

今後このような市民主体のまちづくりについて支援策を検討していきます。

○ 市内の横断的体制

市民や関心のある方が参加しやすい仕組みをつくっていくためには、担当部署だけではなく、市内が共通の問題意識を持ち、解決に向けた話し合いにより、まちづくりを進める必要があります。

① まちづくり検討委員会

まちづくりの各段階、あるいはテーマによって会議の内容や方法、メンバー、名称は異なりますが、市民に開かれた参加の場づくりを検討します。

② 市内検討委員会

同様に、市内で検討していく体制を整えます。

③ 事務局

都市計画マスタープランの実現にあたっては、基本的に都市建設課が担当しますが、まちづくりのテーマによってはよりふさわしい部局（または共管）が担当します。

④ 市内合意形成

まちづくり施策の実行について、市内の合意形成、意思統一を図ります。

⑤ 都市計画審議会

都市計画法にもとづく都市計画の決定または変更については、都市計画審議会に諮ります。

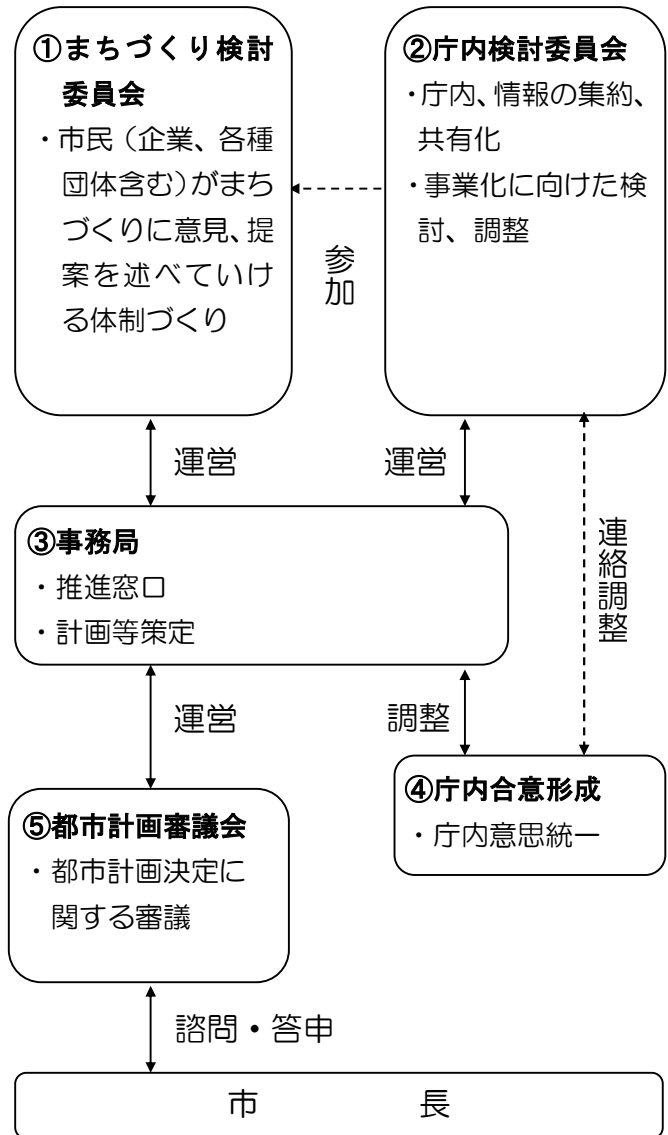


図 協働のまちづくり体制

○ 関係機関等との協力体制

まちづくりの実現にあたっては、関係機関や周辺自治体との協力体制が欠かせないことから、国、北海道などの関係機関との調整・協力体制づくりを進め、円滑な事業の実施を図ります。

また、空知圏などの広域圏に位置するまちとして、周辺自治体との連携、協力体制づくりを進めます。

## 第2節 計画の実現に向けての取り組み方針

- 市民と行政が一体となってコンパクトなまちづくりを進めていきます。
- 既存ストックを有効活用したまちづくりを進めていきます。

### ○ コンパクトなまちづくり

本市は、道路、公園、下水道、公共施設等の都市機能を計画的に建設してきたことから、中心市街地には、公共施設、医療機関、商店等の生活利便施設が立地し、その周辺には、住宅街が形成されています。

さらには、市街地周辺には工業用地があり、郊外には優良な農用地が配置され、各々結ぶ道路が整備されており、一定程度都市機能が満たされたまちが形成されていますが、今後さらにコンパクトなまちづくりを進めます。

### ○ 既存ストックを有効活用したまちづくり

今後は、現存する都市機能や生活利便施設を維持し、空き地、空き家、空き店舗など既存ストックを有効活用したまちづくりを進めます。

また、人口減少、少子高齢化がさらに進むことが想定されることから、中心市街地への居住誘導や利用者のニーズに合わせた交通体系の構築を図るほか、既存の都市機能施設についても、適切な維持管理を行うとともに、市街地外への立地を抑制し生活の利便性の向上を目指します。

### 〈 計画の実現に向けて 〉

本計画の今回の見直しにおいて最も重要なポイントは、人口減少社会に対応したコンパクトで住みやすい持続可能な都市構造を構築することと、まちづくり拠点の維持・活性化です。

これらの具体的な推進にあたっては、「芦別市立地適正化計画」「芦別市地域公共交通計画」等の計画の推進をもって取り組んでいくものとします。

また、上記の関連計画の推進以外にも、都市計画法においては、まちづくりに関する都市計画の提案制度が定められています。これは、住民等の自主的なまちづくりの推進や民間等による都市再生の推進を図るため、土地所有者、まちづくりNPO、民間事業者等が一定条件を満たしたうえで、地方公共団体に都市計画の提案ができるというものです。

今後も、市民への制度の普及活動を進め、提案に対する検討を行い、必要な手続きを経たうえで本市の都市計画への反映を行っていきます。さらには、民間事業者が実施する都市再生や都市施設の建設等に活用できる国が行う支援措置等について、積極的な情報提供に努めます。